

由良町一般不妊治療費助成事業

(対象となる方)

- 婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）
- 夫婦どちらか一方が、和歌山県内に1年以上住民登録しており、申請日に由良町に住民票がある方
- 各種医療保険に加入されている方

(助成内容)

- 助成額：**1年度につき10万円を限度**に助成します。
- 助成期間：**連続する24か月間**助成します。(原則治療中断による助成期間延長は認めません)
- ※第2子以降も助成を受けることができます。(過去に助成を受けた経験の有無は問いません)**

(助成対象経費)

- 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療（体外受精および顕微授精を除く）および不育治療
- 医療保険適用外の不妊治療
- 治療の一環として行われる検査、および治療開始前に不妊原因または不育原因を調べるための検査
(検査の結果、不妊症と診断されなかった場合でも、検査費用については助成の対象とします)
- ※入院費、食事代等、治療に直接関係のない費用は対象外です。**

(提出書類)

- ① 由良町一般不妊治療費助成申請書（別記第1号様式）
 - ② 一般不妊治療医療機関受診等証明書（別記第2号様式）
 - ③ 夫婦両方の保険証のコピー
 - ④ (※1) 戸籍上の夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本及び附票）
 - ⑤ (※2) 夫婦の住所を確認できる書類（続柄入りの住民票）
 - ⑥ 医療機関発行の一般不妊治療に要した費用に係る領収書
 - ⑦ 妊娠12週以降に死産に至った場合に助成回数のリセットをする場合は、死産届等
 - ⑧ 事実婚関係にあることを申し立てる場合は、事実婚関係に関する申立書（別記第3号様式）
- (※1) 夫婦の現住所が別々の時に提出してください。住民票は不要です。**
- (※2) 夫婦の現住所が同じ時に提出してください。戸籍謄本及び戸籍附票は不要です。**

(申請期限)

治療終了時期	申請期限
12月まで	治療した年度末（3月まで）
1月まで	4月末
2月まで	5月末
3月まで	6月末

※年度途中で治療を開始し、翌年4月以降も治療が継続する場合であっても、申請自体は3月までの分について一度提出してください。4月以降分については翌年度に申請していただきます。

お問合せ先
由良町役場 住民福祉課
TEL：0738-65-0201